

入札公告

条件付一般競争入札を次のとおり実施する。

令和8年5月26日

宮崎県企業局長 松浦 直康

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物件 宮崎県企業局北部管理事務所で使用する電気
- (2) 調達案件の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 供給期間 令和8年8月1日午前0時から
令和9年7月31日午後12時まで
- (4) 供給場所 宮崎県企業局北部管理事務所
- (5) 入札方法 (1)の調達物件について入札を実施する。入札金額は、供給期間中の電気料金見込総額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による契約であり、県は、1(3)の供給期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合

イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る宮崎県公営企業会計予算が減額され、又は削除された場合

(2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）に基づき競争入札参加資格者名簿に登載されている者で、業種が物品に関する業種で、営業種目がその他で、種目がその他のものであること。

(2) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。

4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県企業局総務課経営企画室経営担当

(2) 期間 令和8年5月26日から令和8年6月18日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）

5 入札説明書及び仕様書の交付場所及び交付期間

(1) 交付場所 宮崎県企業局総務課経営企画室経営担当

(2) 交付期間 令和8年5月26日から令和8年6月18日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）

6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県企業局総務課経営企画室経営担当
- (2) 提出期限 令和8年6月17日 午後5時
- (3) 提出方法 持参又は送付（書留郵便に限る。）

7 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県企業局庁舎4階会議室
宮崎市旭1丁目2番2号
- (2) 日時 令和8年6月18日 午後1時30分

8 入札保証金

入札保証金については、企業局会計規程（平成14年企業局企業管理規程第6号）第88条の規定による。

9 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 企業局会計規程第115条に規定する入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (3) 入札参加資格のあることを確認された者のうち、入札時点において指名停止を受けているもの等入札時点において入札参加資格のない者のした入札

10 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 予定価格の範囲で最低の価格で入札した者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

11 入札者に求められる事項

この競争入札に参加を希望する者は、入札参加申出書に小売電気事業の登録を証する書類を添えて令和8年6月12日までに企業局総務課経営企画室経営担当に提出しなければならない。

12 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県企業局総務課経営企画室経営担当

宮崎市旭1丁目2番2号

郵便番号 880-0803

電話番号 0985-26-9759

13 その他

- (1) この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- (2) 本入札は、事前審査型の一般競争入札（条件付）とする。